

平成 28 年度 西宮市公共事業評価シート

【1次評価結果】

実施予定年度	H 27 年度 ~ H 31 年度	[]
事業名	香櫨園小学校教育環境整備事業	実施箇所 西宮市中浜町
担当部署	局 教育委員会 部・室 教育総括室	課 学校施設計画課

総合計画	1部 まちづくり	2章 すこやか・はぐくみ	14節 計画的・効率的な学校施設運営
------	----------	--------------	--------------------

事業の目的・内容	事業実施の背景となる問題・ニーズ	香櫨園小学校は、児童の増加に伴う教室不足(仮設校舎9教室設置)や児童1人あたりの運動場面積の不足が深刻な状況で、今後も、児童は増加傾向である。また、昭和30年代築の校舎の老朽化も著しい。本市小学校の中でも優先的に教育環境を整備すべき学校と位置づけている。				
	〈対象〉	児童、学校関係者、地域住民				
	〈成果(対象をどのような状態にしたいか)〉	校舎の増改築を行うことで、教室不足や運動場不足を解消し、教育環境の改善を図る。また、災害時の地域の避難所としての機能もあわせて整備し、地域住民の安心安全に寄与する。				
	指標名(代表的なもの)	最終目標値設定の考え方・根拠	目標年度	単位	現在値	最終目標値
	校舎増改築工事進捗	改築校舎の竣工時期が重要なポイント	31	%	0	100
	計画概要	香櫨園小学校教育環境整備事業 ・事業見直し：校舎配置について近隣と協議が難航、配置計画を先行実施(見直し)あわせて事業手法もデザインビルドから従来手法に見直し ・施設規模：鉄筋コンクリート4階建て ・延床面積：約9,100㎡ ・竣工時期：平成31年度予定 ・整備対象：体育館棟及び図書室棟を除く校舎全面改築 留守家庭児童育成センターや子育て支援施設の併設を予定 ・運動場面積：6,760㎡→約7,500㎡に改善 ・必要諸室：普通教室31学級 ・その他：津波時の避難を想定して屋外階段の設置、太陽光発電設備の整備 ・実施根拠：平成27年2月公表「優先度の高い学校の選定」で優先度の高い学校として選定				
スケジュール	年月または年度	取組内容				
	平成27年度以前	パブリックコメントの実施				
	平成28年度	配置計画策定、基本設計実施設計着手、耐力度調査、地質調査				
	平成29年度	給食室仮壁設置工事、仮設校舎設置、解体工事着手				
	平成30年度	解体工事完了、改築工事着手				
平成31年度以降	改築校舎竣工、仮設校舎撤去、運動場整備、外構整備					

事業計画	予定事業費	4,573,762 千円	左記の内 国県支出(千円)	95,663	起債+一般財源(千円)	4,478,099
	事業による経済効果等	費用便益比(B/C)= [国の指定算出方法に準拠] (算出が困難な場合は、期待される効果のみを記述) 校舎改築による教育環境の改善として、老朽校舎及び教室不足や運動場不足の解消、災害時の地域の避難所として、地域住民の安心安全への寄与が挙げられる。				

必要性	・施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なものの教室不足や運動場不足の状況、校舎の老朽化などの観点から、良好な教育環境は確保できていない。
合理性	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。良好な教育環境を確保する代替策がない。
効果1	既存校舎の建替えのため用地取得は必要なく、立地については問題ない。建築物の規模についても、現状は教室数が足りず、仮設校舎を設置している状況であるが、建替え後は必要な教室数に加えオープンスペース等を確保した施設整備を行う。
効果2	地域性としては、留守家庭児童育成センターや子育て支援施設の併設を予定しており、施設の充実や、地域の避難所としての役割を強化する。環境保全性については、今後、太陽光パネルの設置やビオトープを検討している。ユニバーサルデザインについては法令規定に基づく計画を予定している。防災性としては、地震だけではなく、津波からの避難も想定し改築校舎を4階建てにする。
懸案事項等	事業を実施しない場合の懸案事項等
	香櫨園小学校の児童の良好な教育環境が確保できない。
	事業を実施した場合の懸案事項等
	・校舎建設の間、運動場に仮設校舎を設置するため、運動場の使用が制限される。そのため、甲陽学院に運動場の使用許可を得た。詳細については、今後検討とする。 ・工事の騒音等の苦情が近隣から出る可能性がある。

平成 28 年度 西宮市公共事業評価シート

事業名	香櫨園小学校教育環境整備事業
-----	----------------

【 2次評価結果 】

[1:計画どおりの実施が望ましい 2:計画の一部見直しが望ましい 3:計画の大幅見直しが望ましい 4:実施の見送り、中止が妥当である]

評価委員会 の総合判断	1	計画どおりの実施が望ましい
	評価委員会の総合的な意見	
<p>本事業については、計画どおり実施することが妥当と判断する。 なお、事業の実施にあたっての委員会の意見は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童への負担を軽減するため、工事の安全性及び工期の進捗等のスケジュール管理に留意すること。 ・学級数が減少した場合に、空き教室等を多目的に利用できるように工夫すること。 ・ユニバーサルデザインについては、法令規定に基づく計画を確実に実行すること。 		